

# 告 示

埼玉県告示第千百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 日油技研正門脇に自動車用出入口を設置しないでほしい。  
日油技研正門脇に自動車用出入口ができると、そこは消防署の前です。人命を預かる緊急車両は、一分一秒を争うはずです。日油技研正門脇は徒歩や自転車のお客さんの出入口は認めても良いと思いますが、自動車の出入口の設置は渋滞の原因となる可能性があります。
- また、消防署の隣には、バスターミナルがあります。東武バス、川越シャトルバスは地域住民の重要な交通機関であり、日油技研正門脇への自動車用出入口設置は、バスの遅延を引き起こす可能性があります。
- ・ 交通安全対策として、交通整理員の増員や団地内での通り抜け防止策を講じてほしい。
- ・ 周辺道路の渋滞緩和のために笠幡方面（川越日高線）からスムーズに来られる道路を整備してほしい。

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月四日から平成二十三年十一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター